

大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月10日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市民規則第46号

##### 大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市民規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第29条第1項第1号」の次に「に該当する者に対する同項」を加え、「なったもの」を「なった者」に、「当該各号に該当することとなった」を「同条第2項本文の規定による申請をした」に改め、「税額」の次に「（ただし、第3号ウに該当する場合にあっては、別に定める期間に係る税額）」を加え、「とおり減免する」を「減免割合で行う」に改め、同項第1号中「受けた場合」の次に「次に掲げる被害の程度の区分に応じ、それぞれ次に定める割合」を加え、同条第3項中「第29条第1項第2号」の次に「に該当する者に対する同項」を加える。

附則第3項中「第5条第1項第1号及び第2号」を「第5条第1項」に改め、附則に次の見出し及び5項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯に係る国民健康保険税の減免の特例）

4 第5条第1項の規定にかかわらず、当該世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、次項から附則第8項までに定めるところにより減免を行う。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）により死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
- (2) 次のアからエまでのいずれにも該当する場合

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の不動産収入（所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第2項のその年中の不動産所得に係る総収入金額をいう。）、事業収入（同法第27条第2項のその年中の事業所得に係る総収入金額をいう。）、給与収入（同法第28条第2項のその年中の給与等の収入金額をいう。）又は山林収入（同法第32条第3項のその年中の山林所得に係る総収入金額をいう。）（以下「事業収入等」という。）の当該年（この項の規定による減免に係る条例第29条第2項の規定による申請（以下「感染症減免申請」という。）をする日の属する年の1月から12月までをい

う。)における収入見込額をそれぞれ前年(感染症減免申請をする日の属する年の前年の1月から12月までをいう。以下同じ。)と比較した場合において、そのいずれかの減少額が前年の当該収入額の10分の3以上となることが見込まれること。この場合において、その減少額の算定方法は、別に定める。

イ 主たる生計維持者の前年の所得について算定した法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の合計額(以下「合計所得金額」という。)が10,000,000円以下であること。

ウ 主たる生計維持者の前年の所得(アの規定により算定される減少額が前年の当該収入の10分の3以上となることが見込まれる事業収入等(附則第7項において「減少事業収入等」という。))に係る所得以外のものに限る。)の合計額が4,000,000円以下であること。

エ 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当しないこと。ただし、これに該当する場合であっても、主たる生計維持者の給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれることによりアに該当し、かつ、イ及びウに該当する場合は、このエに該当するものとみなす。

5 前項の減免の対象となるのは、令和元年度分及び令和2年度分であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期に係る国民健康保険税(ただし、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったことにより令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が同年2月1日以降となった場合におけるその同年1月分以前の国民健康保険税を除く。以下「対象税」という。)とする。この場合において、納期限を過ぎた対象税に係る感染症減免申請は、条例第29条第2項ただし書の当該期限までに申請することができないと認められる場合に該当するものとする。

6 附則第4項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同項各号のいずれにも該当する場合は、第1号に定める額を適用する。

(1) 附則第4項第1号に該当する場合 対象税全額

(2) 附則第4項第2号に該当する場合 次項に規定する対象世帯税額に、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める減免割合(ただし、主たる生計維持者が事業等を廃止し、又は失業した場合は100分の100)を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額)

主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分	減免割合
3,000,000円以下	100分の100
3,000,000円を超え4,000,000円以下	100分の80
4,000,000円を超え5,500,000円以下	100分の60
5,500,000円を超え7,500,000円以下	100分の40
7,500,000円を超え10,000,000円以下	100分の20

7 対象世帯税額は、次の式により算定した額とする。

当該世帯に属する全ての被保険者に係る対象税の税額×（減少事業収入等に係る前年の所得／主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者に係る前年の合計所得金額）

8 感染症減免申請には、附則第4項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が現有公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市国民健康保険税条例施行規則附則第4項から附則第8項までの規定は、附則第5項に規定する対象税について適用する。